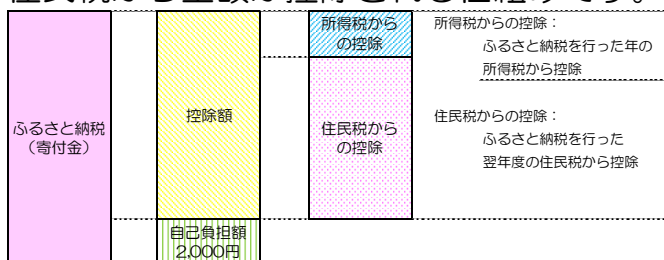


今回のテーマは、ふるさと納税です。先日発表された総務省のとりまとめによると、平成 27 年度にふるさと納税がされた金額は約 1,653 億円、前年度比 4.2 倍になっています。控除上限額の拡大やお礼品の充実により、ますます盛り上がりを見せています。納税額獲得の白熱化やお礼品の高額化など制度の効果を疑問視する声も聞こえますが、興味を持たれる方も多く、また、企業版も導入されるため、あらためてふるさと納税制度についてご紹介します。

### I. 個人版ふるさと納税とは？

#### 1. どんな制度？

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村などの自治体へする寄附金のことです。寄附金のうち 2 千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組みです。



(総務省 HP)

ご自身の上限額をきちんと把握しておけば、自己負担 2,000 円のみで効率的にふるさと納税を行えます。

給与所得者の上限の目安は次の表の通りです。

【全額（2,000 円を除く）控除されるふるさと納税額（年間上限の目安）】

給与所得者のケース

(給与収入のみ。住宅ローン控除を受けていない方。)

	独身 又は 共働き(注1)	夫婦(注1) 又は 共働き+子1人 (高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生) (注2)
ふるさと納税をした方本人の給与収入	300万円	28,000	19,000
	400万円	45,000	33,000
	500万円	61,000	49,000
	600万円	77,000	69,000
	700万円	108,000	86,000
	800万円	129,000	120,000
	900万円	151,000	141,000
	1000万円	176,000	166,000
	1100万円	212,000	193,000
	1200万円	239,000	229,000
	1300万円	268,000	258,000
	1400万円	351,000	339,000
	1500万円	386,000	374,000

(注1)「共働き」はふるさと納税をした者本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケース、「夫婦」は配偶者控除を受けている場合をいいます。

(注2)「高校生」は「16 歳から 18 歳の扶養親族」を、「大学生」は「19 歳から 22 歳の特定扶養親族」を指します。

(総務省 HP)

#### 2. 「ふるさと」って？

「ふるさと」と言っても、生まれ故郷である必要はありません。応援したい自治体、思い入れのある自治体など、どの自治体に対する寄附であっても、ふるさと納税の対象となります。

各自治体のホームページ等で公開されているふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使い道等を見た上で、応援したいふるさと(自治体)を選べます。

### II. 上限って？

ふるさと納税では、所得税・住民税が軽減される上限額があります。上限額は年収や家族構成などによって異なりますので、

### III. どの「ふるさと」に寄附する？

ふるさと納税で注目されている「お礼品」から寄附先を選ぶのであれば、『ふるさとチョイス<http://www.furusato-tax.jp/>』や『さとふる<http://www.satofull.jp/>』などのインターネットサイトが便利です。これ

らのサイトでは、寄附の申込みや支払いの他、控除上限額の詳細な計算もできます。

なお、平成27年度のふるさと納税受入額ランキングは以下の通りです。宮崎県都城市は、お礼の品を肉と焼酎に特化し、人気を呼んでいるようです。

順位	自治体名	受入額
1位	宮崎県都城市	42.3億円
2位	静岡県焼津市	38.2億円
3位	山形県天童市	32.2億円
4位	鹿児島県大崎町	27.2億円
5位	岡山県備前市	27.1億円

#### IV. 申込方法、支払方法は？

寄附の申込みをするには、インターネットによる方法や、郵送やFAX、メールによるものなど、様々な方法があります。

支払い方法は、インターネットからはクレジット決済ができる自治体も増えていきます。また、郵便振替、銀行振込、コンビニ支払など自治体によって様々な支払い方法が用意されています。

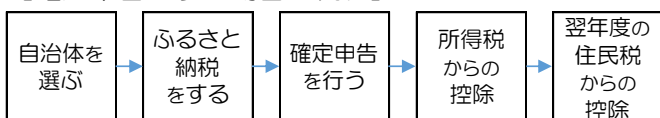
ふるさと納税は暦年（1～12月）単位で計算され、寄附（支払い）をしないと対象となりません。年末にかけこみで寄附をされる方は、申込日でなく“支払日”にご注意ください。

#### V. 確定申告

ふるさと納税をしたら、翌年の3月15日までに確定申告で所得税の寄附金控除を受けると、残りが翌年度分の住民税から控除されます。

確定申告の際、送られてきた受領書が必要となります。大切に保管してください。

【確定申告をする場合の流れ】

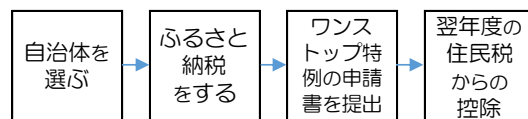


#### VI. ワンストップ特例とは？

##### 1. どんな制度？

ワンストップ特例制度とは、年末調整だけで確定申告をする必要のない給与所得者が、確定申告を行わなくても寄附金控除を受けられる仕組みです。年間の寄附先が5団体以内であり、寄附した都度、特例の申請書を寄附先の自治体に提出する必要があります。

【ワンストップ特例を適用する場合の流れ】



##### 2. ワンストップを適用できない人は？

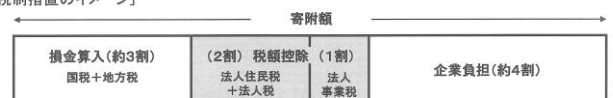
6団体以上の自治体にふるさと納税を行った方及び、5団体以内であったとしても医療費控除などの確定申告を行う方は、ワンストップ特例の適用はできません。

#### VII. 企業版ふるさと納税とは？

『企業版ふるさと納税』では、企業が自治体に寄附をすると税負担が軽減されます。約3割の税額が軽くなるこれまでの仕組みに加えて、新たに寄附額の3割が税額控除されるので、あわせて税負担の軽減効果が2倍の約6割となりました。残りの約4割が会社負担です。

個人版のように自治体が企業に経済的利益のある見返りを出すことは禁止されており、お礼の品はもらえないようです。企業にとっては、地域貢献やイメージアップが利点です。

〔税制措置のイメージ〕



(内閣府 HP)

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査などー企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。